

問18 「地縁法人（町会等の法人化）とは、
どのような制度ですか」

町会を法人化するということは、どのようなことなのでしょう。また、町会を法人化すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

答 「町会が法人化されると、町会名での
財産保有（登記）ができます」

従来、町会は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記などができませんでした。

このため、町会が不動産などの資産を保有する場合、これまでは、会長名義などでの登記を行っていました。

ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより町会の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じることもありました。

こうした問題に対処するために、平成3年に地方自治法が改正され、町会も一定の手続きのもとに、市町村長の認可を受けて「地縁による団体」として法人格を取得できることになりました。

市長の認可を得るための要件には、次のようなポイントがありますが、認可の前提として、現に町会が不動産などに関する権利を保有しているか、保有する予定があるということが条件となります。

なお、「ふるさとセンター整備事業補助金」の交付を受けて不動産を取得する場合は、この地縁法人化が要件となります。

★認可の要件

《活動》

その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていることを認められること。

《区域》

その区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

《構成員》

その区域に住所を有するすべての個人は，構成員となることができ，その相当数の住民が現に構成員となっていること。

《規約》

規約を定めていること。この規約には，「目的」，「名称」，「区域」，「事務所の所在地」，「構成員の資格に関する事項」，「代表者に関する事項」，「会議に関する事項」，「資産に関する事項」が定められていること。

町会を法人化する計画がある場合には，市民活動推進課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課 TEL：7167-1126